

津久見市教育委員会
会 議 議 案

令和 7年 6月 25日

津久見市教育委員会

津久見市教育委員会議事日程

1 会 期 令和7年6月25日(水) 午後2時00分から

2 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 案

議案第10号 津久見市立学校小規模特認校就学の許可について …3

議案第11号 「津久見市文化財保存活用地域計画」についての
市民意見募集手続に関する要綱制定について …4

(3) 報 告

① 5、6月の行事報告について …6

② 6、7月の主な行事予定について …7

(4) その他

① 次回の委員会開催日程について …7

(5) 閉 会

(2) 議案

議案第 10 号 津久見市立学校就学の許可について

学 校 名		学 年	
児 童 ・ 生 徒 名			
保 護 者 名			
住 民 票 に よ る 住 所			
居 所			
期 間			
通 学 理 由	保 護 者		

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 4 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 7 年 6 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 11 号 「津久見市文化財保存活用地域計画」についての市民意見募集手続に

関する要綱制定について

【制定理由】

文化財保護法第183条の3に基づき、本市の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として、現在「津久見市文化財保存活用地域計画」を作成中であるが、その作成過程においての透明性向上を図り、市民の理解と参加を推進することを目的に制定するもの。

「津久見市文化財保存活用地域計画」についての市民意見募集手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「津久見市文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」という。)の作成過程における市民意見募集手続に関する必要な事項を定め、地域計画作成過程の透明性の向上を図り、市民の理解と参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 市民意見募集手続(以下「本手続」という。)は、地域計画作成過程において、その地域計画の素案を公表し、市民から広く意見、情報等(以下「意見等」という。)を募集し、提出された意見等を考慮して地域計画作成を進めるとともに、意見等に対する市の考え方を公表する手続をいう。

2 本手続は、地域計画作成に対して市民の賛否を問うために行うものではない。

(公表方法)

第3条 地域計画の素案は、津久見市役所、日代出張所、四浦出張所、保戸島出張所、津久見港出張所及び津久見市民図書館(以下「公表場所」という。)において縦覧に供し、かつ、津久見市ホームページに掲載することにより行う。

2 地域計画の素案の写しの交付を受けようとする者は、津久見市情報公開条例(平成11年条例第22号)第13条前段の規定に基づき、手数料を納めなければならない。

3 市長は、連絡報等広報媒体の活用、報道機関への情報提供その他の方法で意見等の募集の周知を図るよう努めるものとする。

(意見等の募集方法)

第4条 市長は、次に掲げる方法により意見等を募集するものとする。

(1) 公表場所での提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

2 意見等の提出に当たっては、「津久見市文化財保存活用地域計画(素案)」に対する意見募集用紙(別記様式)を用いなければならない。

3 意見等の募集に当たっては、意見等の提出者の氏名、住所、電話番号その他の属性に関する情報を求めるものとする。

4 前項の規定により求める情報のうち、住所、氏名がない意見等については、意見等として採用しないものとする。

(意見等の募集期間)

第5条 意見等の募集期間は、令和7年7月18日午前12時から令和7年7月25日午前12時までとする。

2 郵便の方法により意見等を提出する場合は、令和7年7月25日午前12時必着とする。

(意見等の活用)

第6条 市長は、提出された意見等を考慮して地域計画の最終的な案を決定するものとする。

(意見等の公表)

第7条 市長は、提出された意見等及びこれに対する市の考え方を整理して公表するものとする。

2 提出された意見等のうち、公表することにより個人の権利その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年 月 日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による公表及びこれに関する必要な手続きその他の行為は、この告示の施行前においても、この告示の規程の例により行うことができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1項第14号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）第2条第2項第7号により議決を求める。

令和7年6月25日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

(3) 報 告

①5月、6月の行事報告について

5月26日	月	・教育委員会定例会 ・租税教室（青江小）
5月27日	火	・令和7年度青少年健全育成市民会議総会
5月28日	水	・津久見高校DX魅力化推進（庁内）PT
5月29日	木	・大分教育事務所長学校訪問（津久見中→保戸島小・中） ・総合計画第1回審議会
5月30日	金	・庁議 ・租税教室（千怒小） ・津久見地域技士会通常総会
6月2日	月	・大分教育事務所長学校訪問（堅徳小→青江小） ※教育改革・企画課長同行 ・第51回津久見市町内対抗ナイターソフトボール大会決勝戦 Aクラス 優勝 徳浦上 準優勝 千怒6部 Bクラス 優勝 平岩 準優勝 川上
6月3日	火	・第4回校長会議 ・令和7年度第1回社会教育委員会
6月4日	水	・大分教育事務所長学校訪問（津久見小→千怒小） ・令和7年度臼津地区租税教育推進協議会総会
6月5日	木	・千怒小学校学校運営協議会
6月6日	金	・第3回教頭会議
6月9日	月	・第2回定例会開会 ・令和7年度第2回文化財保存活用地計画作成協議会 ・令和7年度第1回就学支援委員会
6月13日	金	・全国高等学校総合体育大会アーチェリー競技大会 並びに第31回全九州高等学校アーチェリー競技大会出場選手激励会 高橋誠也選手（佐伯鶴城高校1年生）
6月14日	土	保戸島小中学校地域合同運動会
6月17日	火	・第2回定例会一般質問 ・つくみっこ救命講習会（千怒小）
6月18日	水	・第2回定例会一般質問 ・臨時庁議
6月19日	木	・第2回定例会社会文教建設委員会 ・つくみっこ救命講習会（青江小）
6月20日	金	・第2回定例会予算委員会 ・租税教室（堅徳小） ・令和7年度第1回津久見市生徒指導連絡協議会 ・令和7年度津久見市スポーツ協会理事会
6月25日	水	・日本公衆電話会来所 ・教育委員会定例会 ・つくみっこ救命講習会（津久見小） ・令和7年度津久見スポーツ少年団総会

②6月、7月の主な行事予定について

6月25日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公衆電話会来所 ・教育委員会定例会 ・つくみっこ救命講習会（津久見小） ・令和7年度津久見スポーツ少年団総会
6月26日	木	・租税教室（津久見小）
6月27日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回定例閉会 ・つくみっこ救命講習会（堅徳小）
6月28日	土	・第12回宇宙エレベーターロボット競技会 ワークショップ レギュレーション説明会
7月1日	火	・津久見高校DX魅力化推進拡大PT
7月3日	木	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回校長会議 ・庁議
7月8日	火	・第4回教頭会議
7月10日	木	・令和7年度第3回文化財保存活用地計画作成協議会
7月14日	月	・令和7年度第1回特別支援教育連携協議会
7月17日	木	・令和7年度大分県市町村教育長協議会総会
7月21日	月	海の日 ・夏季休業（～8/31）
7月24日	木	・第2回総合計画審議会
7月25日	金	・教育委員会定例会

(4) その他

①次回の委員会開催日程について

(5) 閉 会